

第1号議案

芦屋市立美術博物館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成23年1月18日提出

芦屋市長 山 中 健

記

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
名 称 芦屋市立美術博物館
所在地 芦屋市伊勢町12番25号

- 2 指定管理者
名 称 小学館集英社プロダクション，芦屋ミュージアム・マネージメント，グ
ローバルコミュニティグループ
所在地 東京都千代田区神田神保町2丁目30昭和ビル
代表者 株式会社小学館集英社プロダクション
代表取締役 八木 正男

- 3 指定期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

参 照

地方自治法抜粋

(公の施設の設置，管理及び廃止)

第244条の2（第1項及び第2項省略）

- 3 普通地方公共団体は，公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは，条例の定めるところにより，法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に，当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には，指定管理者の指定の手續，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は，期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は，指定管理者の指定をしようとするときは，あらかじめ，当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)